このように、当該区域は、ガンカモ類を始め、多くの渡り鳥の越冬、採餌及び休息地の場として重要であることから、当該区域を集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥の保護を図るものである。

㈡　鳥獣保護区の管理方針

イ　集団渡来地の保護区として、ガンカモ類を始めとし、ヨシゴイ等の希少な鳥類等、多様な鳥類相の保護を図るため、適切な管理に努める。

ロ　国指定鳥獣保護区管理員によるモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。

ハ　鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視や関係地方公共団体、関係機関等と連携協力した利用者及び地域住民への普及啓発活動に取り組む。

ニ　違法捕獲防止や制札の維持管理のため、環境省職員及び国指定鳥獣保護区管理員による定期的な巡視を行う。

○環境省告示第百三十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、宍道湖鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年十月三十日

環境大臣　大塚　珠代

一　名称

宍道湖特別保護地区

二　区域

島根県松江市及び出雲市の一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

㈠　特別保護地区の指定目的

当該区域は、島根県東部に位置する汽水湖で、淡水及び海水に生息する両方の動植物も見られる多様な自然環境を有している。

このような自然環境を反映して、ガンカモ類を始め約二八〇種の鳥類の生息が確認されている。特に、ガンカモ類は毎年約六〇〇〇羽が渡来する国内最大級の渡来地であり、その中でもマガンは毎年四〇〇〇羽以上、スズガモは二〇〇〇羽以上が渡来している。

さらに、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠB類のクロツラヘラサギ、絶滅危惧Ⅱ類のマナヅル、オジロワシ等のほか、当該区域西部のヨシ原にはヨシゴイの渡来も確認されている。

宍道湖鳥獣保護区で渡来数の多い、キンクロハジロ及びスズガモは宍道湖の水域全体を、またコハクチョウ等は採餌の場として浅場をそれぞれ利用している。また、当該鳥獣保護区に渡来する水鳥はその広い範囲をねぐらや休息の場として利用している。このように、当該鳥獣保護区の大部分を占める水域は、水鳥にとって特に重要な区域であることから、当該区域を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。

㈡　特別保護地区の管理方針

イ　集団渡来地の保護区として、ガンカモ類を始めとし、ヨシゴイ等の希少な鳥類等、地域の多様な鳥類相と生息環境の保護を図るため、適切な管理に努める。

ロ　国指定鳥獣保護区管理員によるモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。

ハ　鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視や関係地方公共団体、関係機関等と連携協力した利用者及び地域住民への普及啓発活動等に取り組む。

ニ　違法捕獲防止や制札の維持管理のため、環境省職員及び国指定鳥獣保護区管理員による定期的な巡視を行う。

○東北地方整備局告示第百七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　四号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
盛岡市下厨川字穴口七二番一〇から滝沢市巣子一五五二番四まで	前	二九・二〇～八六・八〇メートル	三・九五六キロメートル
	後	二三・九〇～八六・八〇メートル	三・九五六キロメートル

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百七十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	盛岡市下厨川字穴口七二番一〇から滝沢市巣子一五五二番四まで	東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十月三十日

○東北地方整備局告示第百七十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里一丁目一二三番一から同町吉里吉里三丁目二一〇番五まで	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十一月一日

○関東地方整備局告示第三百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月三十日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局横浜国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日

関東地方整備局長　石川　雄一

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四百六十六号

三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
横浜市都筑区川向町字北耕地一〇八一番二から同市都筑区川向町字南耕地六三四番一まで	五九・〇〇～二三八・〇〇メートル	〇・五一七キロメートル

四　指定する期日　平成二十七年十一月一日